

第23回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に関する報告	1
2	しずおか型コミュニティ・スクール推進会議報告書	5
配付 報告	平成27年度ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰	6
	静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則の制定	7
3	<非>平成27年度末公立学校校長教頭等登用選考結果	非
配付 報告	<非>栄養教諭特別選考試験結果と今後の見通し	非
	<非>平成27年度末主幹教諭選考試験の結果	非

## 監査結果に関する報告

(教育総務課)

### 1 監査の結果

平成 28 年 3 月 3 日に、今年度 4 回目の監査結果の報告があった。

今回は、平成 27 年 11 月 11 日から平成 28 年 1 月 27 日までに実施した県立学校等の監査についての報告で、教育委員会については、別紙のとおり、47 所属のうち 6 件の指摘、10 件の注意が付された。

### 2 指摘等事項の概要

指摘の 6 件は、別紙のとおり浜松湖北高等学校「教員による旅費の不正受給と自家用車等の不適切な使用」、機関名非公表「教員による窃盗事案の発生」、浜松北高等学校「交通加害事故と著しい速度超過による交通違反の発生」、静岡特別支援学校等、「交通加害事故の多発」が 3 件である。

注意の 10 件は、「教員による生徒への体罰行為の発生」が 2 件、「教員による傷害事件の発生」、「教員による列車運行妨害の発生」、「建設工事の不適切な施工」、「非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り」がそれぞれ 1 件、その他「交通加害事故や交通違反に関するもの」が 4 件である。

### 3 今後の対応

監査結果に対する措置状況は、平成 28 年 6 月 3 日までに監査委員へ報告する。

### 4 平成 27 年度第 3 回の監査結果における指摘（4 件）に対する措置状況

(2 月 24 日監査委員へ報告)

件 名	教員によるわいせつ行為の発生
対象機関	機関名非公表
内 容	県立高等学校の教諭は平成 26 年 12 月、知人女性にわいせつな行為を行った。
措置状況 (概 要)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 校長訓話の実施「教職員の使命について」</li><li>・ 全教職員に面談を実施し、コンプライアンス意識、職員の悩み等を把握</li><li>・ 保護者からの生徒や教職員等の状況について、直接情報収集</li><li>・ 管理職による日頃からの注意喚起</li><li>・ わいせつ、セクハラ事例を活用した校内研修の実施</li></ul>

件名	教員による盗撮事件の発生
対象機関	御殿場高等学校
内容	御殿場高等学校の教諭は平成27年5月、祭り会場でデジタルカメラを女性4人の衣服内の胸部や臀部に向け、下着を撮影するなどの盗撮行為を行った。
措置状況 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、不祥事根絶のスローガンを募集し、提示</li> <li>・校長講話「教職への誇り・使命感」の実施</li> <li>・学校通信「協同する学校づくり」を発行</li> <li>・職員間でのコミュニケーションの活性化</li> <li>・わいせつ、セクハラ事例を活用した校内研修の実施</li> </ul>

件名	交通死亡事故の発生
対象機関	金谷高等学校
内容	平成26年度に1件、通勤途上で交通死亡事故が発生していた。
措置状況 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に対し、交通事故・交通安全に関する情報を提供</li> <li>・長距離通勤者への個別面談及び注意喚起の実施</li> <li>・教職員、生徒による毎朝の交通安全指導の実施</li> </ul>

件名	交通加害事故の多発
対象機関	浜松特別支援学校
内容	平成26年度に4件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
措置状況 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の職員会議や打ち合わせにおいて、注意喚起の実施</li> <li>・全教職員へ「交通安全5則」カードを配布し、毎朝唱和を実施</li> <li>・毎朝の通勤時間帯における管理職による街頭指導</li> <li>・「チャレンジラリー150」への参加</li> </ul>

(別紙)

指摘 6 件

監査箇所	指 摘 等 事 項	
浜松湖北 高等学校	件 名	教員による旅費の不正受給と自家用車等の不適切な使用
	内 容	浜松湖北高等学校の教諭は気賀高等学校に在籍していた平成26年6月から12月までの間、部活動の練習試合等出張した際、6回にわたり自家用車等を使用したにもかかわらず、公共交通機関利用相当の旅費を受け取っていた。また、緊急の場合以外は自家用車等に生徒を乗せることが禁止されているが、平成26年8月から27年2月までの間、6回にわたり生徒を乗せて自家用車等を使用していた。
機関名 非公表	件 名	教員による窃盗事案の発生
	内 容	県立特別支援学校の教諭は平成27年4月、コンビニエンスストアで複数回にわたり、食料品などを万引きした。
浜松北 高等学校	件 名	交通加害事故と交通違反（著しい速度超過）の発生
	内 容	平成26年度に2件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。また、平成27年1月、通勤途上で交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
富士特別支 援学校	件 名	交通加害事故の多発
	内 容	平成26年度に4件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
静岡北特別 支援学校	件 名	交通加害事故の多発
	内 容	平成26年度に5件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
藤枝特別支 援学校	件 名	交通加害事故の多発
	内 容	平成26年度に4件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。

注意 10 件

監査箇所	指 摘 等 事 項	
富士東 高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	富士東高等学校の教諭は平成 26 年 8 月、部活動の合同合宿に参加していた他校の生徒 3 人を注意した際、そのうちの 1 人の生徒の頬を 2 回平手で叩く体罰を行った。
天竜 高等学校	件 名	教員による生徒への体罰行為の発生
	内 容	天竜高等学校の教諭は平成 26 年 9 月、グラウンドで生徒の頭部をグローブで叩き、頬を平手で叩く体罰を行った。
藤枝特別 支援学校	件 名	教員による傷害事件の発生
	内 容	藤枝特別支援学校の教諭は平成 26 年 9 月、自宅で知人の子どもの小学生女兒の顔を平手で叩いてけがを負わせ、傷害の容疑で逮捕された。
藤枝特別 支援学校	件 名	教員による列車運行妨害の発生
	内 容	藤枝特別支援学校の教諭は平成 27 年 8 月、酩酊状態で踏切内に横になり、貨物列車や特急列車の運行を 30 分程度遅らせた。
浜松西 高等学校	件 名	建設工事の不適切な施工
	内 容	平成 26 年度の防球ネット取替工事で、柱の埋込み長さが設計に比べ不足しており、防砂ネットの取付けにより風圧力が増加したが、安全性の検討をせず強度不足となっていた。
浜松東 高等学校	件 名	非常勤職員の年次有給休暇付与日数の誤り
	内 容	平成 27 年度の非常勤職員の年次有給休暇付与日数に誤りがあった。
浜松湖北 高等学校	件 名	交通違反（著しい速度超過）の発生
	内 容	平成 27 年 3 月、引佐高等学校で公務外の交通違反（著しい速度超過）が発生していた。
天竜 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 27 年度に 2 件、通勤途上で交通加害事故が発生していた。
藤枝北 高等学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 24 年度から 26 年度に連続して交通加害事故が発生していた。
浜北特別 支援学校	件 名	交通加害事故の発生
	内 容	平成 24 年度から 26 年度に連続して交通加害事故が発生していた。

## しずおか型コミュニティ・スクール推進会議報告書

(義務教育課)

### 1 報告書作成の経緯

平成 26 年度に実施した有識者会議「地域とともにある学校づくり」検討委員会における意見及び提言をもとに、コミュニティ・スクールを導入している地域及び導入を目指す地域を対象として、運営体制づくりを支援するため、しずおか型コミュニティ・スクール推進事業に取り組んでいる。その事業の中で、しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を実施し、4回の協議を通して、報告書にまとめた。

### 2 推進会議開催日

- 第1回 平成 27 年 5 月 25 日 (月)
- 第2回 平成 27 年 7 月 8 日 (水)
- 第3回 平成 27 年 12 月 7 日 (月)
- 第4回 平成 28 年 2 月 2 日 (火)

### 3 推進会議委員

- 山崎 保寿 (静岡大学教職大学院 教授)
  - 仲田 康一 (常葉大学 講師)
  - 川崎 秀和 (県 PTA 連絡協議会長)
  - 佐藤 くみ子 (富士宮市立貴船小学校 学校支援コーディネーター)
- コミュニティ・スクール推進地域 (磐田市、御前崎市、富士市) の代表

### 4 内容

#### (1) コミュニティ・スクールをめぐる現状

- ・国の動向
- ・静岡県における取組

#### (2) 「地域とともにある学校づくり」の検討

- ・平成 26 年度「地域とともにある学校づくり」検討委員会
- ・平成 27 年度しずおか型コミュニティ・スクール推進会議
- ・静岡県内におけるコミュニティ・スクールの具体的な取組状況

#### (3) 静岡県における今後のコミュニティ・スクールの在り方

- ・「しずおか型コミュニティ・スクール」の提示

学校経営構想 (グランド・デザイン) において地域との連携・協働を明記  
地域固有の資源の活用とバランスの取れた「有徳の人」の育成を志向  
保護者・地域住民による学校運営への「実質的な」参画

- ・今後の推進方策
- ・引き続き検討を要する課題

### 5 今後について

各教育事務所、市町教育委員会に冊子を配布するとともに、各小中学校へ電子データを配布し、普及・啓発に努める。

（件名）

平成27年度ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰

（社会教育課）

1 趣 旨

働く親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭における教育を奨励するとともに、親としての学びの機会を設ける等家庭教育支援を積極的に進める事業者に対し、その取組が継続して実施され、他の事業者の模範となるよう静岡県教育委員会教育長が感謝状を贈呈し、家庭教育支援の気運を高める。

2 感謝状贈呈式

- (1) 日 時：平成28年3月4日（金）午後4時30分から
- (2) 会 場：県庁西館7階 教育長室
- (3) 参列者：教育長、教育次長、教育監、社会教育課長、感謝状贈呈事業者

3 感謝状を受ける事業者

事業者名	取組内容	ふじのくに家庭教育応援宣言
焼津信用金庫	家庭教育講座を、庫員対象の「土曜セミナー」において、2時間実施。参加者24人。今後も継続して講座の実施を計画している。	毎月第2・第3水曜日を定時退庫日として「家庭の日」を設定します。
松浦梱包輸送グループ	社内研修の「交通安全講習会」の中で、家庭教育講座を実施。参加者350人で、特に男性社員の家庭教育に対する理解を深めた。	休日は、家族との時間を確保し、家族と一緒に食事をとるなど、従業員への周知に努めます。
エネジン株式会社	(1) 関連企業でグループを形成し地域貢献活動を実施しており、グループ内企業の担当者会の場で、家庭教育講座を開催。 (2) グループ内企業の応援宣言を働きかけ7社が宣言を届出。今後それぞれの企業等で講座開催を検討。	誕生日には、誕生日券(10,000円)を配布し、家族で食事に行きます。
麒麟ビールマーケティング株式会社 静岡支社	(1) 「家庭教育を考える強調月間」や「家庭の日」を啓発する資料の店頭掲出やラジオ広報を実施。 (2) ラジオ番組で家族の絆や家庭のルール、家庭教育の大切さを訴える「三行詩」を紹介。 (3) 麒麟福祉財団公募助成事業において、家庭教育等を支援するNPO団体等に助成し、県の家庭教育支援事業の広報活動を実施。	静岡県教育委員会と提携協定を締結し、連携して家庭教育支援等に関する取組を推進します。
麒麟ビバレッジ株式会社 静岡支社	(4) 「お好み焼甲子園レシピコンテスト」を開催し、家族がコミュニケーションをとりながら食事するための活動を実施。	

4 贈呈事業者の選定

平成28年2月15日の家庭教育支援推進委員会において、以下のいずれかの取組を積極的に実施している事業者の評価を行い、選定を実施。

- (1) 「ふじのくに家庭教育応援企業宣言」を行い、職場内で「家庭の日」を設定し、家族のふれあいを深めるための取組を行っている。
- (2) 職場内で家庭教育講座を開催している。
- (3) 学校や地域の家庭教育講座等への参加を奨励する取組を行っている。
- (4) その他家庭教育支援の取組を行っている。

（件名）

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則の制定

（文化財保護課）

1 改正内容

「静岡県事務処理の特例に関する条例」における「別表第2」の項目番号が改正されることに伴い、静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則第3条を改正する。

2 概要

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第3条 次の表の中欄に掲げる事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を除くものとする。			第3条 次の表の中欄に掲げる事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を除くものとする。		
1	特例条例別表第2の3の4の項(1)に掲げる事務	(略)	1	特例条例別表第2の3の3の項(1)に掲げる事務	(略)
2	特例条例別表第2の3の4の項(2)に掲げる事務	(略)	2	特例条例別表第2の3の3の項(2)に掲げる事務	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。